

# 避難行動要支援者の 避難行動支援事業のご案内

～ 誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目指して ～

平成23年3月の東日本大震災では、多くの高齢者や障害者が犠牲となりました。

この教訓を踏まえ、国において、平成25年6月、災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障害者などへ適切な避難支援がなされるよう災害対策基本法が改正されました。

法改正を受けて、徳島市では、災害時に、要支援者に対し、それぞれの地域において、迅速かつ安全に避難支援が行えるよう、平常時から避難支援者や避難方法などを決めておく「個別計画」の策定を進める「避難行動要支援者の避難行動支援事業」を実施します。

# 1 事業の流れ

○ **避難行動要支援者名簿の作成**  
徳島市が保有する住民・福祉情報等から避難行動要支援者を抽出し「避難行動要支援者名簿」を作成。

○ **要支援者情報の提供に関する意思確認**  
要支援者の氏名や住所、身体状況などについて、平常時から避難支援等関係者へ提供してよいかどうか、要支援者本人の意思を確認。

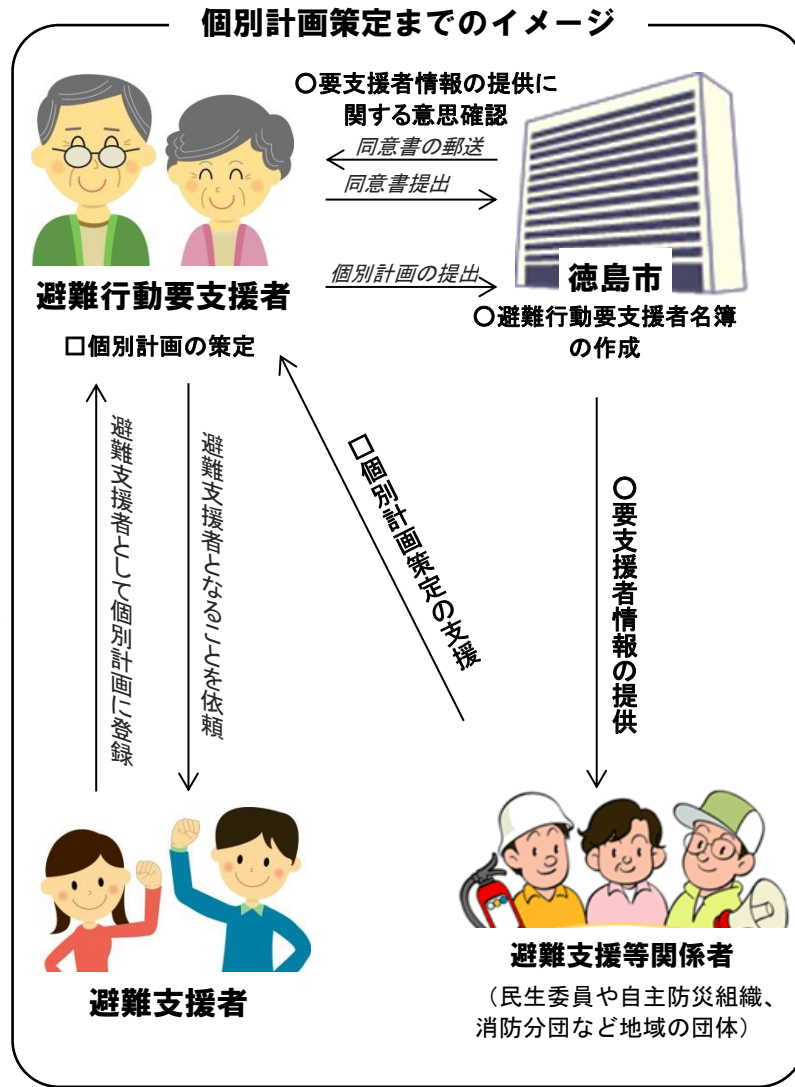
○ **要支援者情報の提供**  
同意が得られた要支援者の情報を、避難支援等関係者へ提供。

□ **個別計画策定の支援**  
提供された要支援者の情報を基に、避難支援等関係者が、要支援者宅を訪問するなどし、要支援者の個別計画策定を支援。

□ **個別計画の策定**  
要支援者は、避難支援等関係者の支援を受けながら、個別計画を策定。

市で実施

要支援者・地域で実施  
(市が協力・支援)



## 個別計画策定後

策定した個別計画は、要支援者・避難支援者・避難支援等関係者・徳島市で共有し、災害時に備えます。個別計画の内容に変更があった場合は、異動届が必要です。  
**※個別計画の策定により、災害時の支援が保証されるものではありません。**  
**※災害時には同意の有無に関係なく、避難行動要支援者名簿を地域に提供し、避難支援を行います。**

### 個別計画

個別計画とは、要支援者一人ひとりについて、本人の身体状況や災害発生時の避難支援者、避難支援を受ける場合に配慮してほしいことなどを平常時から決めておき、災害発生時に円滑な避難を行うための計画です。

# 2 ことばの説明

## 避難行動要支援者（要支援者）

災害が発生した場合に、必要な情報を迅速かつ的確に把握することや自力で安全に避難することができないなど、災害時の一連の行動をとるのに支援が必要な方です。

徳島市では、自宅などに在宅でかつ次の①～⑤の方を対象とし、施設入所者は対象外としています。

- ① 介護保険における要介護3～5の認定を受けている方
- ② 身体障害者手帳総合等級1級、2級をお持ちの方
- ③ 知的障害者で療育手帳Aをお持ちの方
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方
- ⑤ その他、難病患者などで、災害時の避難に支援が必要な方

## 避難支援者

災害発生時に要支援者の避難を支援する方です。要支援者の状況に応じて補助又は付き添いなどを行い、避難を支援します。

- ※ 原則、要支援者本人が避難支援者を探してください。
- ※ 避難支援者本人の安全が前提のため、避難支援者が、要支援者の避難支援について法的な責任や義務を負うものではありません。

## 避難支援等関係者

要支援者が、避難支援者の選定など、個別計画を策定できない場合、要支援者の相談にのるなどし、要支援者と一緒に個別計画の策定を行う方です。

- 民生委員や自主防災組織、消防分団など地域の団体が該当します。
- ※ 避難支援等関係者が避難支援者になるものではありません。

# 3 それぞれの役割

## 徳島市

- 避難行動要支援者名簿を作成します。
- 避難行動要支援者名簿を適宜更新するとともに、関係者間（消防局等）と情報を共有します。
- 要支援者情報を平常時から避難支援等関係者へ提供してよいか、要支援者本人の意思を確認します。
- 避難支援等関係者に平常時から要支援者情報を提供します。（要支援者の同意があるもののみ。）
- 個別計画の個人情報管理を図るため、必要な研修等を実施します。

## 要支援者

- 避難支援者や避難方法などを平常時から決めておく「個別計画」を策定します。

## 避難支援者

- 災害時に可能な範囲で要支援者の避難支援を行います。

## 避難支援等関係者

- 地域のコーディネーターとして、要支援者と相談し、個別計画の策定を支援します。
- 個別計画を保管し、災害時には避難支援に活用します。

## 4 提出するもの

要支援者の状況に応じて、提出するものが異なります。

(福祉施設や病院等へ長期入所・入院している方は提出する必要はありません。)

- (1) 要支援者本人の情報を避難支援等関係者へ提供することに同意し、かつ、避難支援等関係者の支援がなくても本人又は家族で個別計画を策定できる方

**「様式1 避難行動要支援者名簿提供の同意書」及び「様式2 個別計画（災害時の避難概要）」を提出してください。**

- (2) 要支援者本人又は家族で個別計画を策定できないので、要支援者本人の情報を避難支援等関係者へ提供することに同意し、避難支援等関係者の支援を得ながら個別計画を策定する方

**「様式1 避難行動要支援者名簿提供の同意書」を提出してください。**

- (3) 要支援者本人の情報を避難支援等関係者へ提供することに同意しない方

**提出するものではありません。**

## 5 個人情報の取扱い

個人情報については、行政及び避難支援等関係者において適正に管理し、避難支援の目的（防災対策や安否確認等）以外には使用しません。

## 6 よくある質問

### 要支援者からの質問

Q 避難支援者は複数必要か？

A 避難支援者は複数いることが望ましいですが、選定が困難な場合は、1人でも構いません。

Q 要支援者になると必ず同意書や個別計画の提出が必要か？

A 必ず提出する必要はありません。しかし、災害時の避難に不安がある場合は、地域の中で避難支援を受けるためにも同意書の提出や個別計画の作成について検討をお願いします。

Q 同意書や個別計画を提出すれば、災害時に必ず避難支援を受けることができるのか？

A 災害時には避難支援者の方も被災することがありますので、必ず避難支援を受けることができるとは限りません。

### 避難支援者からの質問

Q 避難支援者の責任は重すぎないのか？

A 災害時は、避難支援者も被災することがあります。できる範囲で支援をお願いするもので、責任を負うものではありません。

**お問い合わせ先 徳島市健康福祉部健康福祉政策課**

**〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地**

**Tel : 621-5562 Fax : 655-6560**

**E-mail : kenkofukushi\_seisaku@city-tokushima.i-tokushima.jp**